

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅱ章 2.28 5・6号機 燃料取扱系及び燃料貯蔵設備）

[illegible]

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
(現行記載なし)	添付資料ー5 6号機使用済燃料プールに貯蔵中の4号機新燃料の 6号機新燃料貯蔵設備における貯蔵について (新規記載) (以下、省略)	4号機新燃料搬出に伴い、新規記載

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅲ章 第1編）		
変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
（新燃料の運搬） 第34条 プール燃料取り出しプログラム部長は、2号炉、3号炉又は4号炉の使用済燃料プールにある新燃料を構内用輸送容器に収納する場合及び構内用輸送容器から取り出す場合には、次の事項を遵守する。 （1）2号炉及び3号炉の使用済燃料プールにおいては、燃料取扱機を使用し、4号炉の使用済燃料プールにおいては、クレーン又は燃料取扱機を使用すること。 （2）使用済燃料共用プールにおいては、天井クレーン又は燃料取扱装置を使用すること。 2．プール燃料取り出しプログラム部長は、発電所内において、2号炉、3号炉又は4号炉の使用済燃料プールにある新燃料を運搬する場合は、次の事項を遵守する。 （1）車両への積付けは、運搬中に移動、転倒又は転落を防止する措置を講じること。 （2）法令に定める危険物と混載しないこと。 （3）新燃料が臨界に達しない措置を講じること。 （4）法令に適合する容器に封入すること。 （5）容器及び車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。 （中略）	（新燃料の運搬） 第34条 プール燃料取り出しプログラム部長は、2号炉、3号炉又は4号炉の使用済燃料プールにある新燃料を構内用輸送容器に収納する場合及び構内用輸送容器から取り出す場合には、次の事項を遵守する。 （1）2号炉及び3号炉の使用済燃料プールにおいては、燃料取扱機を使用し、4号炉の使用済燃料プールにおいては、クレーン又は燃料取扱機を使用すること。 （2）使用済燃料共用プールにおいては、天井クレーン又は燃料取扱装置を使用すること。 2．プール燃料取り出しプログラム部長は、発電所内において、2号炉、3号炉又は4号炉の使用済燃料プールにある新燃料を運搬する場合は、次の事項を遵守する。 （1）車両への積付けは、運搬中に移動、転倒又は転落を防止する措置を講じること。 （2）法令に定める危険物と混載しないこと。 （3）新燃料が臨界に達しない措置を講じること。 （4）法令に適合する容器に封入すること。 （5）容器及び車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。 <u>3．プール燃料取り出しプログラム部長は、使用済燃料共用プールに貯蔵している4号炉の新燃料を新燃料輸送容器に収納する場合及び新燃料輸送容器から取り出す場合は、天井クレーンを使用する。</u> <u>4．プール燃料取り出しプログラム部長は、管理対象区域内において、使用済燃料共用プールに貯蔵している4号炉の新燃料を運搬する場合は、次の事項を遵守する。</u> <u>（1）車両への積付けは、運搬中に移動、転倒又は転落を防止する措置を講じること。</u> <u>（2）法令に定める危険物と混載しないこと。</u> <u>（3）新燃料が臨界に達しない措置を講じること。</u> <u>（4）法令に適合する容器に封入すること。</u> <u>（5）容器及び車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。</u> <u>5．プール燃料取り出しプログラム部長は、使用済燃料共用プールに貯蔵している4号炉の新燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</u> （中略）	4号機新燃料の所外搬出に伴う変更

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅲ章 第１編）		
変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
附 則 附則（令和８年５月１８日 原規規発第 2605181 号） （施行期日） 第 1 条 <u>この規定は，令和 8 年 5 月 2 8 日から施行する。</u> 2．第 4 2 条の 2 の表 4 2 の 2－1 における固体廃棄物貯蔵庫第 1 1 棟排気口から放出される放射性気体廃棄物の管理については，固体廃棄物貯蔵庫第 1 1 棟の運用を開始した時点から適用することとし，それまでの間は従前の例による。 3．添付 1（管理区域図）の全体図及び固体廃棄物貯蔵庫第 1 1 棟の管理区域図面並びに添付 2（管理対象区域図）の全体図及び固体廃棄物貯蔵庫第 1 1 棟の管理対象区域図面の変更は，それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし，それまでの間は従前の例による。 <u>附則（令和 8 年 3 月 2 3 日 原規規発第 2603231 号） （施行期日） 第 1 条 2．第 3 条及び第 3 8 条の 2 については，非管理区域又は汚染のおそれのない管理対象区域から発生する廃棄物を構外へ搬出しようとする日から適用することとし，それまでの間は従前の例による。</u> 附則（令和 8 年 2 月 2 4 日 原規規発第 2602241 号） （施行期日） 第 1 条 2．第 4 条については，原子力規制委員会の認可を受けた後，配電・電路グループの組織変更を行う日から適用することとし，それまでの間は従前の例による。 <u>3．第 9 条，第 1 1 条，第 1 8 条，第 2 0 条，第 2 1 条，第 2 2 条，第 2 3 条，第 2 4 条，第 2 5 条，第 2 6 条，第 2 6 条の 2，第 2 7 条，第 2 8 条，第 2 9 条，第 3 0 条，第 3 1 条，第 3 2 条，第 3 3 条，第 8 1 条及び第 8 2 条については，原子力規制委員会の認可を受けた後，東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則の一部を改正する規則の施行日から適用することとし，それまでの間は従前の例による。</u> 附則（令和 7 年 1 2 月 8 日 原規規発第 2512082 号） （施行期日） 第 1 条 2．添付 2（管理対象区域図）の全体図における瓦礫類一時保管エリアの変更は，それぞれの区域の変更をもって適用することとし，それまでの間は従前の例による。 （中略）	附 則 <u>附則（ （施行期日） 第 1 条 この規定は，原子力規制委員会の認可を受けた日から 1 0 日以内に施行する。</u> 附則（令和８年５月１８日 原規規発第 2605181 号） （施行期日） 第 1 条 2．第 4 2 条の 2 の表 4 2 の 2－1 における固体廃棄物貯蔵庫第 1 1 棟排気口から放出される放射性気体廃棄物の管理については，固体廃棄物貯蔵庫第 1 1 棟の運用を開始した時点から適用することとし，それまでの間は従前の例による。 3．添付 1（管理区域図）の全体図及び固体廃棄物貯蔵庫第 1 1 棟の管理区域図面並びに添付 2（管理対象区域図）の全体図及び固体廃棄物貯蔵庫第 1 1 棟の管理対象区域図面の変更は，それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし，それまでの間は従前の例による。 附則（令和 8 年 2 月 2 4 日 原規規発第 2602241 号） （施行期日） 第 1 条 2．第 4 条については，原子力規制委員会の認可を受けた後，配電・電路グループの組織変更を行う日から適用することとし，それまでの間は従前の例による。 附則（令和 7 年 1 2 月 8 日 原規規発第 2512082 号） （施行期日） 第 1 条 2．添付 2（管理対象区域図）の全体図における瓦礫類一時保管エリアの変更は，それぞれの区域の変更をもって適用することとし，それまでの間は従前の例による。 （中略）	4 号機新燃料の所外搬出に伴う変更 非管理区域又は汚染のおそれのない管理対象区域から発生する廃棄物の構外搬出開始に伴う記載削除 （令和 8 年 6 月 2 日搬出開始） 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則の一部を改正する規則の施行に伴う記載削除 （令和 8 年 4 月 1 日施行）

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
附則（令和6年4月22日 原規規発第2404223号） （施行期日） 第1条 2．添付1（管理区域図）の全体図及び添付2（管理対象区域図）の全体図の変更は，化学分析棟の増床部の運用開始をもって適用することとし，それまでの間は従前の例による。 <u>附則（令和4年10月27日 原規規発第2210277号） （施行期日） 第1条 2．第42条については，1号大型カバー換気設備の運用を開始した時点から適用することとし，それまでの間は従前の例による。</u> 附則（令和2年8月3日 原規規発第2008037号） （施行期日） 第1条 2．添付1（管理区域図）の全体図における免震重要棟及び入退域管理棟，添付2（管理対象区域図）の全体図における免震重要棟及び入退域管理棟並びに免震重要棟及び入退域管理棟の管理対象区域図面の変更は，それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし，それまでの間は従前の例による。 （以下，省略）	附則（令和6年4月22日 原規規発第2404223号） （施行期日） 第1条 2．添付1（管理区域図）の全体図及び添付2（管理対象区域図）の全体図の変更は，化学分析棟の増床部の運用開始をもって適用することとし，それまでの間は従前の例による。 附則（令和2年8月3日 原規規発第2008037号） （施行期日） 第1条 2．添付1（管理区域図）の全体図における免震重要棟及び入退域管理棟，添付2（管理対象区域図）の全体図における免震重要棟及び入退域管理棟並びに免震重要棟及び入退域管理棟の管理対象区域図面の変更は，それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし，それまでの間は従前の例による。 （以下，省略）	1号大型カバー換気設備の運用開始に伴う記載削除 （令和8年5月13日運用開始）

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅲ章 第2編）		
変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
（新燃料の運搬） 第79条 プール燃料取り出しプログラム部長は、5号炉又は6号炉の新燃料を新燃料輸送容器から取り出す場合及び新燃料輸送容器に収納する場合は、原子炉建屋クレーンを使用する。 2．プール燃料取り出しプログラム部長は、管理対象区域内において、5号炉又は6号炉の新燃料を運搬する場合は、次の事項を遵守する。 （1）車両への積付けは、運搬中に移動、転倒又は転落を防止する措置を講じること。 （2）法令に定める危険物と混載しないこと。 （3）新燃料が臨界に達しない措置を講じること。※¹ （4）法令に適合する容器に封入すること。※¹ （5）容器及び車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。 3．プール燃料取り出しプログラム部長は、6号炉において、4号炉の新燃料を構内用輸送容器から取り出す場合及び構内用輸送容器に収納する場合は、燃料取替機を使用する。 4．プール燃料取り出しプログラム部長は、5号炉又は6号炉の新燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。 5．福島第一炉規則第14条の2第4項を適用している間は、本条は適用とならない。 ※1：発電所構外より発電所構内に搬入される場合は、発送前確認をもって代えることができる。 （新燃料の貯蔵） 第80条 プール燃料取り出しプログラム部長は、5号炉又は6号炉に新燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。<u>ただし、次項の4号炉の新燃料を貯蔵する場合を除く。</u> （1）新燃料貯蔵庫又は使用済燃料プール（以下「貯蔵施設」という。）に貯蔵すること。 （2）貯蔵施設の目につきやすい場所に貯蔵上の注意事項を掲示すること。 （3）原子炉建屋クレーン又は燃料取替機を使用すること。 （4）貯蔵施設において新燃料が臨界に達しない措置を講じること。 <u>2．プール燃料取り出しプログラム部長は、6号炉に4号炉の新燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</u> <u>（1）使用済燃料プールに貯蔵すること。</u> <u>（2）使用済燃料プールの目につきやすい場所に貯蔵上の注意事項を掲示すること。</u> <u>（3）燃料取替機を使用すること。</u> <u>（4）使用済燃料プールにおいて新燃料が臨界に達しない措置を講じること。</u> （中略）	（新燃料の運搬） 第79条 プール燃料取り出しプログラム部長は、5号炉、6号炉の新燃料又は6号炉に貯蔵している4号炉の新燃料を新燃料輸送容器から取り出す場合及び新燃料輸送容器に収納する場合は、原子炉建屋クレーンを使用する。 2．プール燃料取り出しプログラム部長は、管理対象区域内において、5号炉、6号炉の新燃料又は6号炉に貯蔵している4号炉の新燃料を運搬する場合は、次の事項を遵守する。 （1）車両への積付けは、運搬中に移動、転倒又は転落を防止する措置を講じること。 （2）法令に定める危険物と混載しないこと。 （3）新燃料が臨界に達しない措置を講じること。※¹ （4）法令に適合する容器に封入すること。※¹ （5）容器及び車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。 3．プール燃料取り出しプログラム部長は、6号炉において、4号炉の新燃料を構内用輸送容器から取り出す場合及び構内用輸送容器に収納する場合は、燃料取替機を使用する。 4．プール燃料取り出しプログラム部長は、5号炉、6号炉の新燃料又は6号炉に貯蔵している4号炉の新燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。 5．福島第一炉規則第14条の2第4項を適用している間は、本条は適用とならない。 ※1：発電所構外より発電所構内に搬入される場合は、発送前確認をもって代えることができる。 （新燃料の貯蔵） 第80条 プール燃料取り出しプログラム部長は、5号炉又は6号炉に新燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。 （1）新燃料貯蔵庫又は使用済燃料プール（以下「貯蔵施設」という。）に貯蔵すること。 （2）貯蔵施設の目につきやすい場所に貯蔵上の注意事項を掲示すること。 （3）原子炉建屋クレーン又は燃料取替機を使用すること。 （4）貯蔵施設において新燃料が臨界に達しない措置を講じること。 （中略）	4号機新燃料の所外搬出に伴う変更

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅲ章 第2編）		
変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
附 則 附則（令和8年5月18日 原規規発第2605181号） （施行期日） 第1条 <u>この規定は、令和8年5月28日から施行する。</u> 2．第89条の表89－1における固体廃棄物貯蔵庫第11棟排気口から放出される放射性気体廃棄物の管理については、固体廃棄物貯蔵庫第11棟の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。 3．添付1（管理区域図）の全体図及び固体廃棄物貯蔵庫第11棟の管理区域図面並びに添付2（管理対象区域図）の全体図及び固体廃棄物貯蔵庫第11棟の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。 <u>附則（令和8年3月23日 原規規発第2603231号） （施行期日） 第1条 2．第87条の2については、非管理区域又は汚染のおそれのない管理対象区域から発生する廃棄物を構外へ搬出しようとする日から適用する。</u> 附則（令和8年2月24日 原規規発第2602241号） （施行期日） 第1条 2．第4条については、原子力規制委員会の認可を受けた後、配電・電路グループの組織変更を行う日から適用することとし、それまでの間は従前の例による。 <u>3．第9条、第11条、第55条、第72条、第73条、第74条、第75条、第118条、第120条及び第121条については、原子力規制委員会の認可を受けた後、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則の一部を改正する規則の施行日から適用することとし、それまでの間は従前の例による。</u> 附則（令和7年12月8日 原規規発第2512082号） （施行期日） 第1条 2．添付2（管理対象区域図）の全体図における瓦礫類一時保管エリアの変更は、それぞれの区域の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。 （以下、省略）	附 則 <u>附則（ （施行期日） 第1条 この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。</u> 附則（令和8年5月18日 原規規発第2605181号） （施行期日） 第1条 2．第89条の表89－1における固体廃棄物貯蔵庫第11棟排気口から放出される放射性気体廃棄物の管理については、固体廃棄物貯蔵庫第11棟の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。 3．添付1（管理区域図）の全体図及び固体廃棄物貯蔵庫第11棟の管理区域図面並びに添付2（管理対象区域図）の全体図及び固体廃棄物貯蔵庫第11棟の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。 附則（令和8年2月24日 原規規発第2602241号） （施行期日） 第1条 2．第4条については、原子力規制委員会の認可を受けた後、配電・電路グループの組織変更を行う日から適用することとし、それまでの間は従前の例による。 附則（令和7年12月8日 原規規発第2512082号） （施行期日） 第1条 2．添付2（管理対象区域図）の全体図における瓦礫類一時保管エリアの変更は、それぞれの区域の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。 （以下、省略）	4号機新燃料の所外搬出に伴う変更 非管理区域又は汚染のおそれのない管理対象区域から発生する廃棄物の構外搬出開始に伴う記載削除 （令和8年6月2日搬出開始） 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則の一部を改正する規則の施行に伴う記載削除 （令和8年4月1日施行）